

一般社団法人 兵庫県薬剤師会 学術倫理審査会規程

(目的)

第1条

一般社団法人兵庫県薬剤師会(以下、本会)は、本会会員が実施する臨床研究を適正に推進するために、「ヘルシンキ宣言」の倫理原則に則り

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「生命・医学系指針」という。)に基づいて、本会に有識者から成る本会学術倫理審査会(以下、審査会)を設置し、その事務遂行のために本会学術倫理審査会規程(以下、本規程)を定める。

(定義)

第2条

本規定における各用語の定義は、特に定める場合を除き「倫理指針」に定めるところによる。

(責務)

第3条

審査会の長(審査員長)は、本会会長から審査を依頼された次の各号について倫理指針の定めるところにより、審査を行い、必要な意見を本会会長に答申する。

(1) 本会会員が所属する施設で研究を行おうとする場合であって、自施設で審査会を定期的に行うことができない場合に、当該施設の長から審査を依頼された臨床研究に関すること。

(2) その他

(組織)

第4条

審査会は、本会会長が指名する者をもって組織する。

(事務)

第5条

審査会の事務局は本会に置く。

(開催頻度)

第6条

審査会は原則として3か月に1回開催する。なお、本会会員からの緊急に意見を求められた場合は随時審査会を開催することができる。

(雑則)

第7条

第3条、第4条、第5条、第6条に関して、各条に定めるものの他、各条の施行に必要な事項は、本会学術倫理審査会業務手順書に定める。

(改廃)

第8条

本規程の改廃は本会会長が行う。

附則

この規程は、平成30年3月24日から施行する。

令和3年3月23日倫理指針統合に伴い、令和3年6月30日一部改訂。本規定は令和3年6月30日から施行する。